

福島市立佐原小学校 いじめ防止対策基本方針

福島市立佐原小学校

1 法的根拠

- いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）（文部科学省）
（学校いじめ防止基本方針） 第13条
学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。
 - 福島市いじめ防止等に関する条例（令和5年6月改正）
（学校いじめ防止基本方針） 第11条
市立学校は、法第13条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針（以下「学校いじめ防止基本方針」という。）を策定するものとする。
- ※ 「いじめの定義」いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）より 第二条
この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 目的

この基本方針は、いじめ防止対策推進法（以下、法という。）、福島市いじめ防止基本方針に基づき、本校のいじめ防止対策の基本的事項を定めるものとする。

- (1) いじめは人間の尊厳を傷つける重大な人権侵害であるとの認識に立ち、いじめ防止に取り組む。
- (2) いじめが全ての児童等に起こりうる問題であることから、いじめは現に起きているという基本認識に立ち、いじめの未然防止について組織的に取り組み、いじめの早期発見・早期対応・早期解決にあたる。
- (3) 児童の生命及び心身を保護することが最重要であることから、いじめを受けた児童に寄り添うとともに、市、教育委員会、保護者、市民等及び関係機関等と主体的に連携し、解決を図る。

3 いじめ問題に関する基本的な考え方

- (1) 「いじめは、人間として決して許されない行為」であり、「いじめは絶対に許さない」という強い認識をもつ。
- (2) 「いじめは現に起きている」というレベルまで危機意識を上げて対応する。
- (3) いじめの被害者側にも問題があるとの考えは一切否定されるべきで、いじめられている児童の立場に立った親身の指導を行う。
- (4) いじめの認知にあたっては、学級担任等の特定の教職員のみでなく、学校全体で組織的に判断する。
- (5) SNS上における児童本人が気付いていないケースにも適切な対応に努める。
- (6) いじめは、すべての児童が、被害者、加害者いずれの立場にもなり得る。また、被害者と加害者が短期間で入れ替わることがあるので注意する。
- (7) 「観衆」としてはやし立てたり、面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払うなど、いじめを生まない学校風土づくりをする。

4 組織

- 学校いじめ対策組織
（主宰：校長、全教職員。必要によりスクールカウンセラー等の外部人材の出席を依頼する。）

5 主な取組

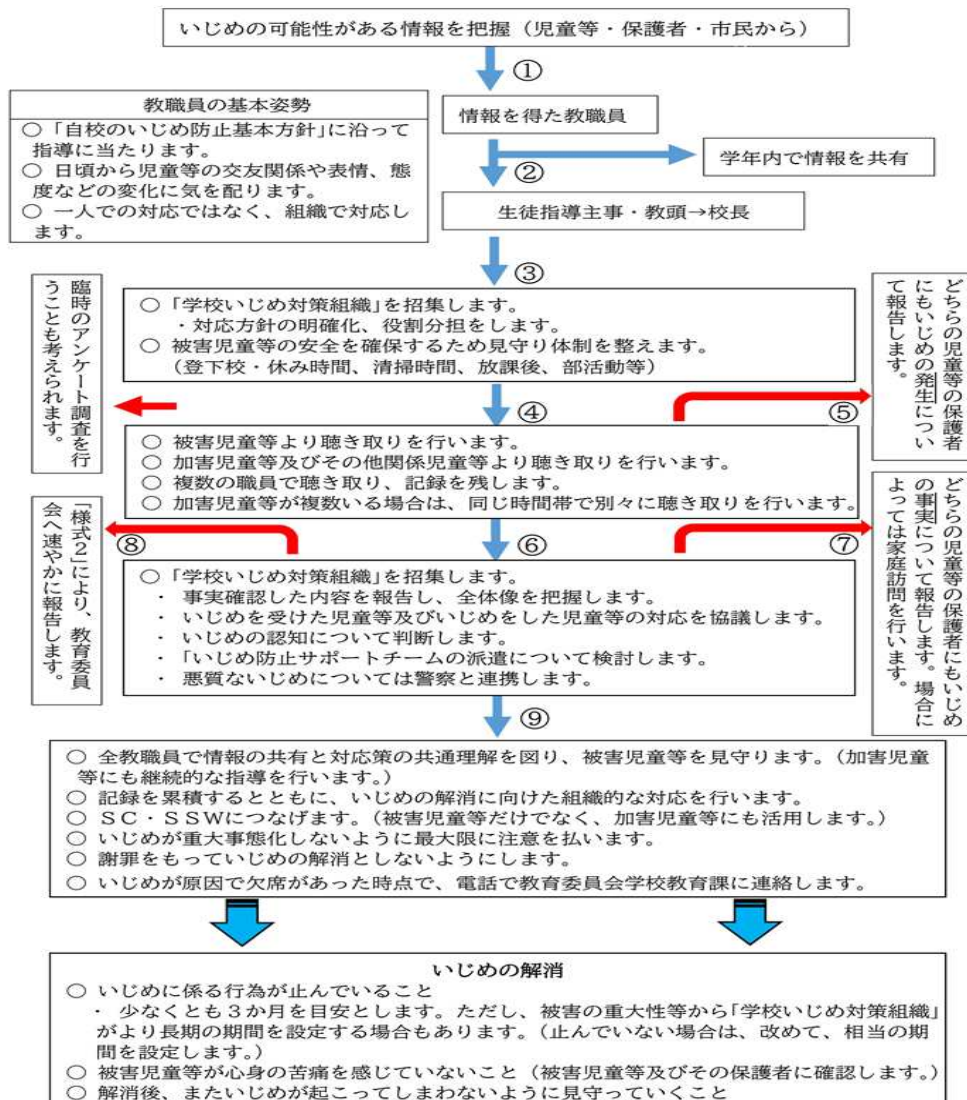
(1) いじめの未然防止のための取組

- ① 全教育活動を通じて、道徳教育、体験活動、生徒指導の充実を図るとともに、心の居場所としての学級経営、集団づくりの充実を図る。
- ② 地域、家庭と一体となっていじめ問題の取組を推進するため、保護者等に対していじめ防止のための啓発を行う。
- ③ 情報モラル教育の充実を図るとともに、保護者に対してインターネットの取扱いを含めた啓発を行う。
- ④ 保護者は、家庭において、いじめを許さない心を育てるために、善悪の判断や正義感、思いやりの心等を育む。

(2) いじめの早期発見のための取組

- ① 年度初めに、本基本方針および、生徒指導年間計画について全教職員で確認する。
- ② 児童の些細な変化に気付く能力を高め、些細な兆候であっても、いじめは現に起きているという基本認識のもと、早い段階からの確にかかわりを持ち、積極的にいじめを認知する。
- ③ 定期的に「佐原っ子アンケート」や教育相談を実施する。また、必要に応じて臨時に実施し、いじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。なお、アンケート実施後は速やかに内容の確認とダブルチェックを行い、時をおかず組織的に対応する。
- ④ 家庭や地域、関係機関と連携し、いじめに気付くネットワークを拡げ、学校の「気付き」と家庭・地域の「気付き」を重ね合わせていじめの早期発見に努める。

6 いじめ問題対応フロー図



7 いじめ重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ① いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。「相当の期間」とは、不登校の定義をふまえ、年間30日を目安とする。ただし、児童等が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の判断により、迅速に調査に着手する。
- ③ 児童等や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

(2) 重大事態対応フロー図

重大事態の発生及び疑いのある時は、教育委員会の指導・助言のもと、以下のような対応にあたる。学校が「いじめの結果ではない」「重大事態とは言えない」と考えたとしても調査にあたる。

① 教育委員会に重大事態の発生を報告（※教育委員会から市長に報告）

② 学校いじめ対策組織を母体とした調査組織を設置する。

- 重大事態の性質に応じて適切な外部人材を加える。（学校評議員、民生委員、PTA代表等）
- 教育委員会やSCやSSWも外部人材として派遣可能

③ 学校の調査組織で、事実関係の調査を実施する。

- 調査での学校の基本姿勢、聴取事項、調査方法等について共通理解を図る。
- 客観的な事実関係を速やかに調査し、記録を累積する。（5W1Hが有効）
- 教育委員会に対して調査の状況について定期的に報告する。
- 被害児童及びその保護者に対して定期的に連絡し、情報を提供する。

④ 累積した記録をもとに、調査結果を取りまとめる。

- 聴取内容等から認定事実を検討し、書面としてまとめる。
- 調査の進捗状況を定期的に教育委員会に報告する。
- 報告がある程度まとまったら、教育委員会に仮報告する。

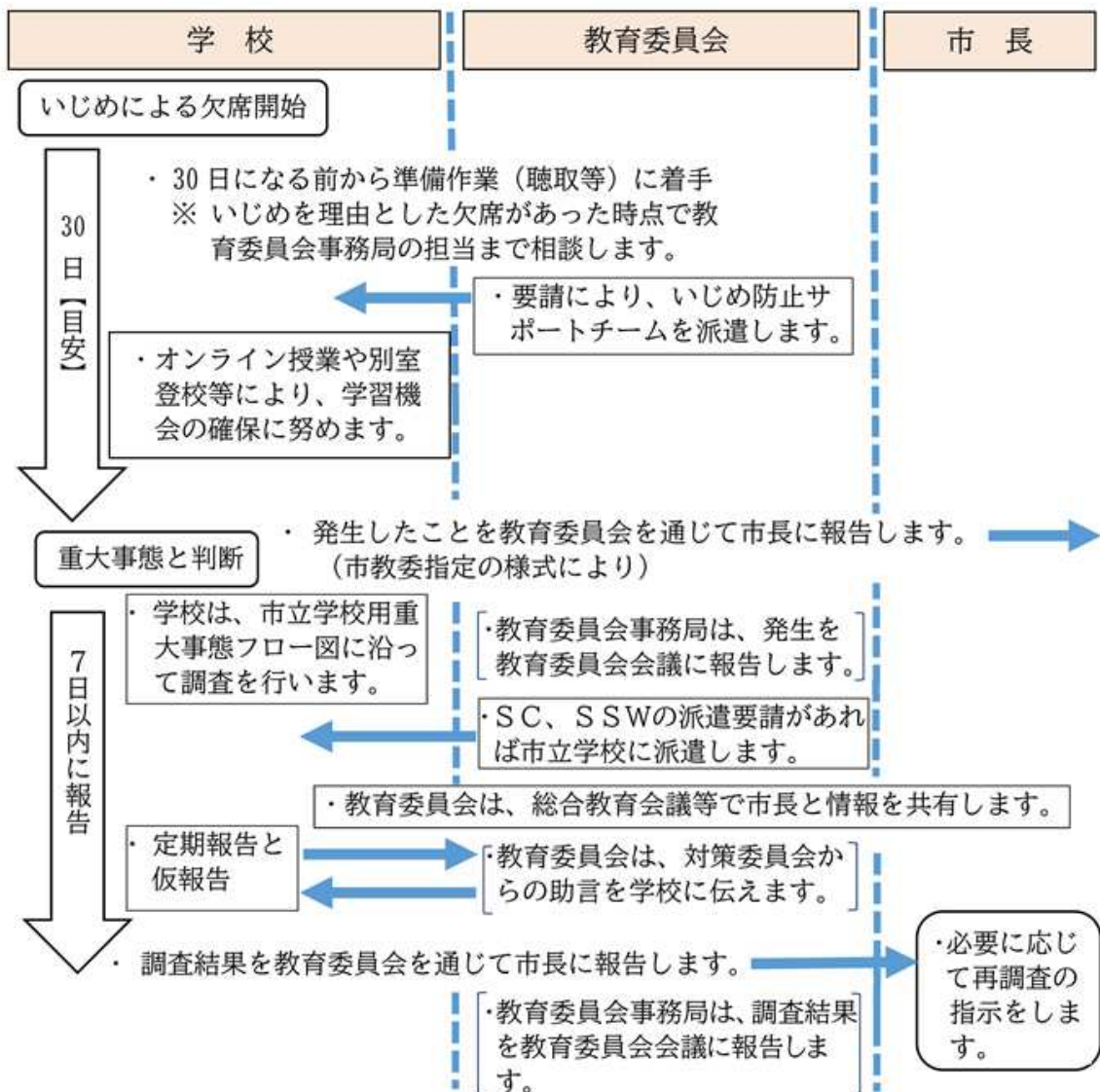
⑤ 仮報告後の助言を受けた調査結果を教育委員会に報告する。

- 被害児童及びその保護者に調査結果を報告する。被害児童及びその保護者より報告書に対する意見書があれば、調査結果に添えて教育委員会に提出する。

⑥ 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を講じる。

- 教育委員会の他の調査組織や市長部局の再調査委員会による再調査に備え、調査資料を整理しておく。
- 調査結果を生かしたいじめ防止のための対策を講じる。

《不登校重大事態に係る調査は、学校が調査に当たることを原則とする。》



- 学校による不登校重大事態の調査は、児童等の学校復帰への支援と再発防止が主な目的となります。
- 被害児童等及びその保護者への情報提供はもちろんですが、加害児童等及びその保護者へも適時適切に情報を提供し、家庭と連携して調査を行います。

8 いじめに対する措置

(1) 豊かな人間性・社会性を育む体験活動の推進

- 自然体験、社会体験、地域に学ぶ体験
- 異年齢集団や地域の方々との交流体験

(2) いじめ防止につながる発達支持的な生徒指導

- 「生命を尊重する心」「思いやりのある心」を重点とした道徳教育の推進
- コミュニケーション能力や表現力を育成するソーシャルスキルトレーニング等の実施

- 多様性を認め、相手を尊重しながら行動する態度の育成

(3) 個に応じたきめ細かな指導の充実

- 「わかる」「できる」「楽しい」と感じる授業の実施
- 補充的な学習や発展的な学習など個に応じた指導の充実

- (4) 規範意識、コミュニケーション能力を身に付ける指導の充実
 - 規律ある態度で授業や行事に主体的に参加できるような集団づくり
 - いじめについて自主的に考え、議論する実践的活動への支援
- (5) SOSの出し方に関する教育の推進
 - 適切な援助希求行動ができる指導の推進
 - 身近にいる教職員が児童等のSOSを受け止め、支援できる体制の整備
 - 友達のSOSに気付くことができる「親和的な集団」の育成
- (6) 自己指導能力の獲得を目指した生徒指導の推進
 - いじめを生まない自浄作用がはたらく学校・学級づくりの推進

9 年間計画

月	内 容
4月	○ 生徒指導協議会 (児童の実態確認、共通理解、いじめ防止基本方針の確認)
5月～ 6月	○ 佐原っ子アンケートの実施 ○ Q-Uの実施 ○ 定期相談の実施 ○ いじめ防止に関する校内研修① (いじめ対応研修伝達講習会)
7月～ 8月	○ いじめ防止に関する校内研修② (Q-Uに基づく校内研修会)
9月	○ 生徒指導協議会 (夏季休業明けの対応)
10月～11月	○ 佐原っ子アンケートの実施 ○ いじめ防止に関する校内研修③ (いじめが起きたと想定した対応シミュレーション研修会) ○ 定期相談の実施
2月	○ 佐原っ子アンケートの実施 ○ 定期相談の実施 ○ 生徒指導協議会 (いじめ対応の検証と次年度への引継ぎ)
3月	○ 学校評価の実施と検証 ○ 学校評価結果の検証と取組の反省 ○ 進級・進学時の確実な引き継ぎ

☆ いじめの認知件数が一年間を通じ0件であった場合には、その事実をホームページや学校だより等で公表する。

☆ いじめ対応の検証と学校評価の結果を受け、学校のいじめ防止基本方針の見直しと改善案を図る。